

【導入前の状況】

- 福岡県の森林面積は、県土面積の45%と全国平均よりも20%ほど低い状況であり、本県の森林は県民一人ひとりにとって貴重な資源
- 森林の荒廃による森林の持つ公益的機能の低下により、県民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される

【本県の取組】

- 「地域社会の一員としての会費」という性格を有する県民税均等割に、森林を守り育てるための費用を上乗せする超過課税方式を採用しH20.4から導入

【取組の成果】

- 税收使途事業により森林の有する公益的機能回復(間伐面積の拡大)や県民参加の森林づくり(活動参加者数の増加)が顕著

【国の制度改革】

◆第一次地方分権改革(H12.4地方分権一括法施行)

- 法定外普通税
総務大臣の許可制 ⇒ 同意を要する協議制
- 新たに法定外目的税が創設

◆税制改正(制限税率の緩和・廃止を含む)

- H10・個人市町村民税 制限税率(標準税率の1.5倍) ⇒ 廃止
- H16・法人事業税 制限税率(標準税率の1.1倍⇒1.2倍)緩和
- ・固定資産税 制限税率(標準税率の1.5倍) ⇒ 廃止
- ・法定外税の税率の引き下げ、廃止等を行う場合の
総務大臣への協議・同意 ⇒ 不要 等

納税の流れ

